

板橋区小規模事業者経営改善資金融資の利子補給に関する要綱

平成 23 年 6 月 30 日 区長決定
平成 25 年 3 月 31 日 区長決定
令和 元年 7 月 1 日 区長決定
令和 2 年 7 月 14 日 区長決定
令和 3 年 3 月 25 日 部長決定
令和 5 年 6 月 12 日 区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、小規模事業者経営改善資金貸付制度要綱（平成 20 年 9 月 30 日付け中庁第 1 号）に基づき、東京商工会議所板橋支部（以下「東商板橋支部」という。）の推薦により株式会社日本政策金融公庫（以下「金融公庫」という。）から同要綱に定める小口資金（以下「経営改善資金」という。）の融資を受けた小規模事業者に対し、区が当該融資に係る償還金の利子の一部を補給すること（以下「利子補給」という。）により、当該小規模事業者の経営の安定と発展を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「小規模事業者」とは、商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）第 2 条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人）以下のものとする。

(利子補給対象者)

第 3 条 利子補給の対象者は、次の各号の要件を満たす小規模事業者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 経営改善資金の融資を受け、現に利子を支払っていること。
- (2) 利子補給を受ける年の基準日（7 月 1 日）現在において、区内に主たる事業所を有し、一年以上同一事業を営んでいること。
- (3) 法人事業者の場合、申込日現在において法人住民税を滞納していないこと。個人事業主の場合、申込日現在において個人住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。

(対象となる融資)

第 4 条 利子補給の対象となる経営改善資金融資は、金融公庫が、本要綱の施行日以降に受付けたものに限るものとする。

2 前項の規定に係わらず、経営改善資金融資のうち平成 23 年度から実施することになった別枠融資（限度額 1,000 万円）は、対象から除くものとする。ただし、小規模事業者経営改善資金貸付制度要綱（平成 20 年 9 月 30 日付け中庁第 1 号）で定める新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対する別枠融資は、この限りでない。

(利子補給期間)

第 5 条 利子補給期間は、3 年を限度とする。

2 1 年目の利子補給期間は、融資実行日が基準日より前の場合は、その年の 6 月の約

定償還日までの期間、基準日より後の場合は、翌年の6月の約定償還日までの期間とする。

- 3 2年目、3年目の利子補給期間は、それぞれ前年6月の約定償還日の翌日から翌年の6月の約定償還日までとする。

(利子補給額)

第6条 利子補給額は、前条第2項及び第3項の利子補給期間に対象者が経営改善資金の償還に伴い金融公庫に対し支払った利子（延滞利息を含まない。）に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、別に定める利子補給優遇加算に該当した場合は、利子補給額を引き上げることが出来るものとする。

- 2 前項の場合において、100円未満の端数が生じたときは、当該端数は、切り捨てるものとする。

(利子補給額の交付限度)

第7条 区長は、当該年度の予算の範囲内で利子補給を実施する。

(利子補給の申請手続)

第8条 利子補給金の交付を受けようとする対象者は、東商板橋支部を経由して、申請書兼請求委任状を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により利子補給の申請をする者は、利子補給金の交付を受けることとなった場合における請求手続を東商板橋支部に委任するものとする。

(交付の決定及び通知)

第9条 区長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、利子補給金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定により、利子補給金の交付を決定したときは交付決定通知書を、利子補給金の交付をしないと決定したときは不交付決定通知書を申請者に対し交付するものとする。

(利子補給金の請求)

第10条 東商板橋支部は、区長に利子補給金の請求をするときは、請求書に金融公庫から発行された「利子補給制度にかかる融資状況について」及び対象者から提出された申請書兼請求委任状を添付しなければならない。

- 2 東商板橋支部は、対象者から提出された申請書兼請求委任状の内容に変更が生じたときは、速やかに異動届により区長に届け出なければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 区長は、交付決定者が次に該当する場合は、利子補給金の交付決定を取り消し、利子補給金の返還を命ずることができる。

- (1) 交付決定のときに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他の不正手段により利子補給金の交付を受けたとき。

- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付取消通知書により通知するものとする。

(申請事務の協力)

第12条 区長は、利子補給対象者の把握及び利子補給金算出のために必要な事項について、東商板橋支部及び金融公庫と協定を締結し、協力を得て行うこととする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を施行するために必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正後の要綱の規定は平成25年度における利子補給金申請より適用し、平成24年度以前の利子補給金に係る申請は、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この改正後の要綱の規定は、施行日以降に受理した利子補給の申請より適用し、施行日以前に受理した利子補給の申請については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この改正後の要綱の規定は、令和2年1月29日以降に受理した利子補給の申請より適用し、同日前に受理した利子補給の申請については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正後の要綱の規定は、施行日以降に受理した利子補給の申請より適用し、施行日以前に受理した利子補給の申請については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この改正後の要綱の規定は、施行日以降に受理した利子補給の申請より適用し、施行日以前に受理した利子補給の申請については、なお従前の例による。